

岩手県告示第218号

平成31年3月5日付け岩手県報第11868号掲載保安林の指定施業要件の変更（平成31年岩手県告示第154号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
  - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 大船渡市猪川町字久名畑54の3
  - (2) 所在が不明である通知の相手方 植村武子、新沼貴美代
- 2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所